

# 唐津市 第二期 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版

子どもを生き育てやすいまちづくり

子ども・子育て支援の量と質の充実および安心して子どもを生き育てる環境や、  
全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させることを目指します。



令和2年3月  
唐津市

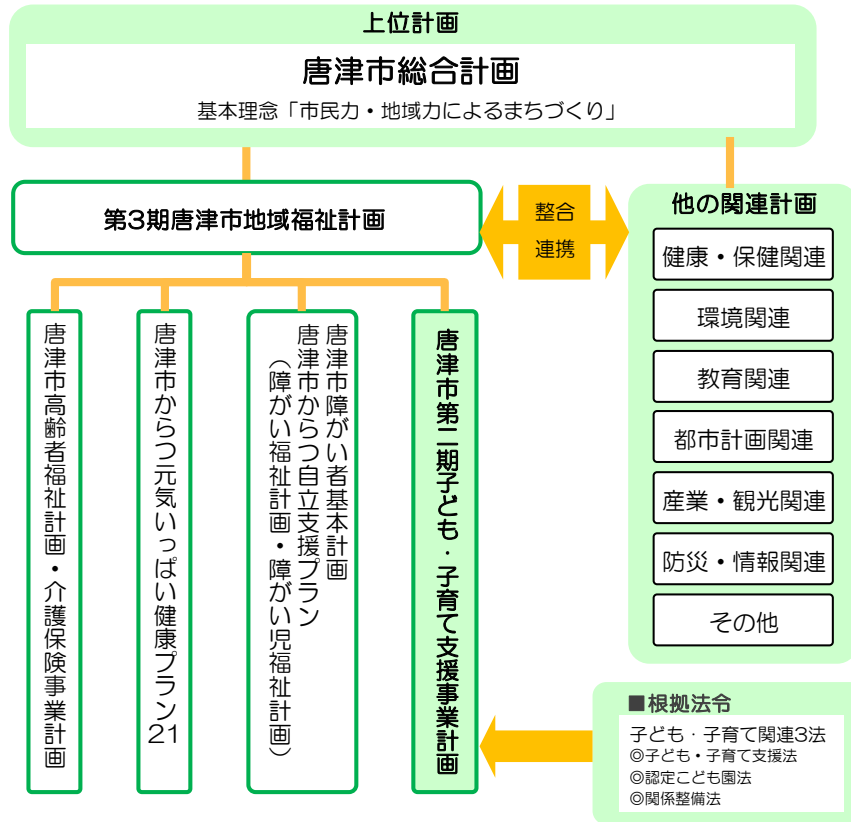
# 計画の概要

この計画は、平成 27 年度から開始された「唐津市子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画として、これまでの市の取り組みを継承しながら、近年の子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化等に対応するために策定したものです。

## ● 計画の位置付け

第一期計画と同様、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。また、計画の一部に「新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画」の役割を持たせます。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、市政の最上位計画である「唐津市総合計画」や他の関連計画との整合・連携を図っています。



## ● 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。最終年度には、それまでの成果と課題などを参考に見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度～ |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 本計画  |       |       |       |       | 見直し   |        |
| 次期計画 |       |       |       |       | 策定    |        |

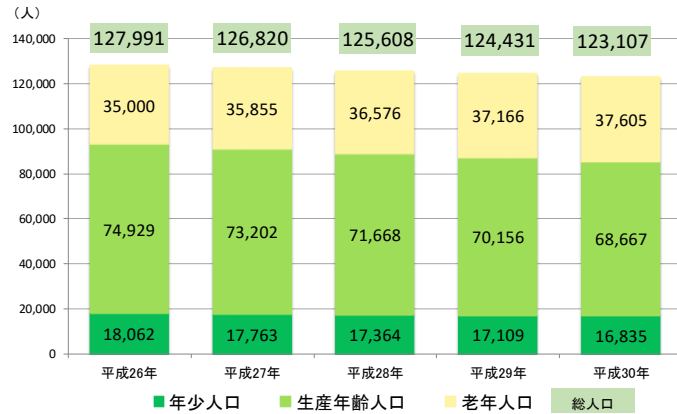
# 唐津市の人口・子どもの人口

唐津市の総人口の移り変わりと将来の子どもの人口予測は次のとおりです。

## 1 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は平成 26 年～30 年の間で減少しています。年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向となっています。

### ◆年齢3区分別人口の推移

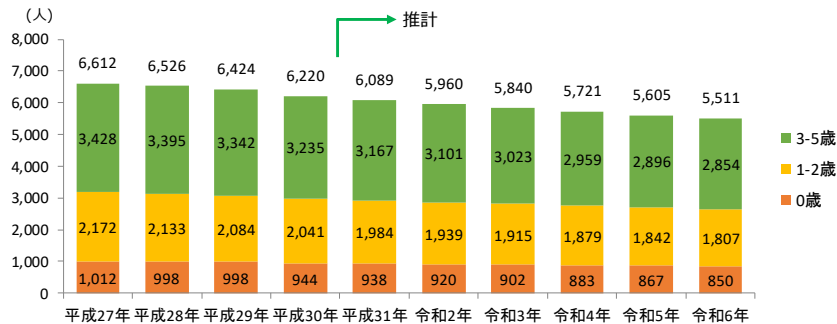


(住民基本台帳 各年4月1日現在)

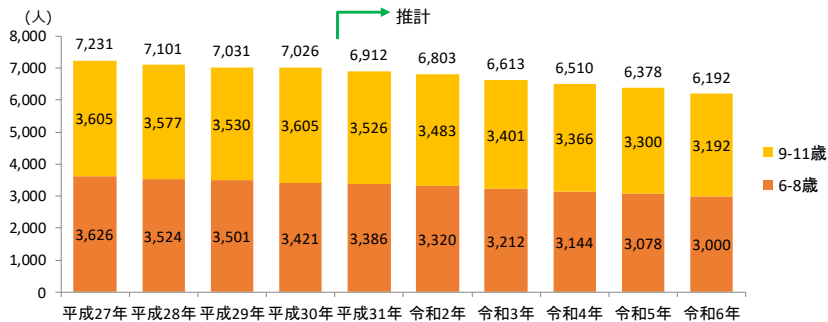
## 2 子どもの人数(0～11歳)

児童人口はこれまでも減少を続けてきましたが、計画年度中(令和2年度～6年度)にかけても0歳～5歳(未就学児)および6歳～11歳(小学生)ともに減少していくと予想されます。

### ◆0～5歳の年齢別人口の推計



### ◆6～11歳の年齢別人口の推計



(実績は住民基本台帳 各年度4月1日)

## 唐津市の子ども・子育て支援の課題

この計画では、唐津市の子ども・子育てを取り巻く環境や、実施中の事業の状況を再確認し、ニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援の課題をまとめています。

### 育児期の「孤立化」を防ぐ

ニーズ調査では、子育てに関して気軽に相談できる先がない人や、地域の中で孤立している感じがする人がいることがうかがえました。

孤立した子育ては虐待につながるリスクをはらむことも考えられます。利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの利用を促進する、またその前提として利用のしやすさ、相談のしやすさといったソフト面での対応を行うなど、唐津市の持つ地域資源を活用した対応が重要です。

### 女性が活躍できる社会への対応

ニーズ調査では、就学前児童のお母さんのフルタイム就労が増えていました。育児休業の取得も増えていましたが、職場環境や仕事の都合によって育児休業をとっていない人もみられました。

また、現在就労していないお母さんでも、末子の生後4年以内に何らかの形で仕事に就き、保育が必要となる可能性があるとうかりました。

仕事と子育ての両立を支援するためには、保育の充実や、事業者および社会全体の理解促進が重要です。

### 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

ニーズ調査では、「子育てが楽しい」「子どもの成長が楽しみ」と、ポジティブな子育て感を持っている人が多い一方で、「子どものことでどうすればよいかわからなくなる」人がいることもわかりました。また、母子保健サービスや小児救急医療体制、遊びやスポーツの場の充実などへの要望もみられました。

子育ての悩みに対する早期の対応、乳幼児期の子育て支援、小学生の子どもの居場所づくりなど、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援が重要です。

### 地域ぐるみで、温かみのある子育て支援

ニーズ調査では、子どもへの直接的な支援や見守りを地域に期待していることがわかりました。子どもは指導者や保護者の目が届く場所だけで過ごすわけではなく、地域全体が子育ての担い手になるという方向性は、保護者の強い要望でもあると考えられます。

子育て家庭と近隣との関わりの希薄化がいわれる現代ですが、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会を増やしたり、地域で子育てを支えていく意識の育成なども求められます。

## 基本方針・基本理念

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本としています。障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す国の指針に沿い、次のとおり基本方針を定めます。

### 基本方針1：子ども・子育て支援の量と質の充実

就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的拡大および確保を行い、質を向上するようにします。

また、新制度の事業枠組みに沿い、妊娠・出産期から学童期、さらに18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。



子ども・子育て支援の量と質の充実

### 基本方針2：全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現

次世代育成支援に関する施策を継承し、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、子育て世代のワーク・ライフ・バランスを推進し、保護者が男女を問わず社会で活躍しながら安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

また、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく、地域ぐるみの子育て支援、生活環境、健康・医療、安全・安心、虐待・要保護児童問題、障がいのある子どもへの対応など、支援環境の整備を行います。



全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現

子育ては親や家庭が主体的に行っていくことが第一であるとの基本認識のもと、子育てが喜びであり、楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現に向けて、「子どもを産み育てやすいまちづくり」をこの計画の基本理念とします。

### 基本理念

子どもを産み育てやすいまちづくり

# 子ども・子育て支援に関する施策

この計画では、幼児期の教育・保育と地域子ども子育て支援事業について、各年度の量の見込みと確保の方策を次のとおり定めています。

## 1 教育・保育の量の見込み、確保の方策

| 令和2年度(初年度)           |                                   |              |              |            |              |         |
|----------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|------------|--------------|---------|
| 認定区分                 | 1号                                | 2号           |              | 3号         |              |         |
|                      | 3-5歳<br>教育のみ                      | 3-5歳<br>教育希望 | 3-5歳<br>保育あり | 0歳<br>保育あり | 1-2歳<br>保育あり |         |
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数) | 1,047 人                           | (2,164 人)    |              | 442 人      | 1,431 人      |         |
| (市外)                 | 6 人                               | 0 人          | 15 人         | 2 人        | 19 人         |         |
| ②確保の方策               | 特定教育・保育施設<br>(認定こども園、<br>幼稚園、保育所) | 1,075 人      | 0 人          | 2,361 人    | 425 人        | 1,443 人 |
|                      | 特定地域型保育事業                         |              |              |            | 7 人          | 18 人    |
|                      | (市外)                              | 0 人          | 0 人          | 31 人       | 15 人         | 6 人     |
| ②-①                  | 22 人                              | 0 人          | 213 人        | 3 人        | 17 人         |         |



| 令和6年度(最終年度)          |                                   |              |              |            |              |         |
|----------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|------------|--------------|---------|
| 認定区分                 | 1号                                | 2号           |              | 3号         |              |         |
|                      | 3-5歳<br>教育のみ                      | 3-5歳<br>教育希望 | 3-5歳<br>保育あり | 0歳<br>保育あり | 1-2歳<br>保育あり |         |
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数) | 963 人                             | (1,992 人)    |              | 409 人      | 1,334 人      |         |
| (市外)                 | 9 人                               | 0 人          | 15 人         | 3 人        | 18 人         |         |
| ②確保の方策               | 特定教育・保育施設<br>(認定こども園、<br>幼稚園、保育所) | 1,010 人      | 0 人          | 2,365 人    | 425 人        | 1,429 人 |
|                      | 特定地域型保育事業                         |              |              |            | 7 人          | 18 人    |
|                      | (市外)                              | 0 人          | 0 人          | 37 人       | 26 人         | 6 人     |
| ②-①                  | 38 人                              | 0 人          | 395 人        | 46 人       | 101 人        |         |



## 2 地域子ども・子育て支援事業

|                           | 令和2年度                                      | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     |
|---------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①利用者支援事業                  | 身近な窓口等で子育て家庭・妊産婦の相談対応や情報提供、助言等を行います。       |           |           |           |           |
| 基本型(実施か所数)                | 1 か所                                       | 1 か所      | 1 か所      | 1 か所      | 1 か所      |
| 母子保健型(実施か所数)              | 1 か所                                       | 1 か所      | 1 か所      | 1 か所      | 1 か所      |
| ②地域子育て支援拠点事業              | 乳幼児のいる親子の交流の場の提供、育児相談、情報提供等を行います。          |           |           |           |           |
| 量の見込み(人回＝年間延べ)            | 35,802 人回                                  | 35,276 人回 | 34,587 人回 | 33,923 人回 | 33,272 人回 |
| 確保の方策(人回＝年間延べ)            | 35,802 人回                                  | 35,276 人回 | 34,587 人回 | 33,923 人回 | 33,272 人回 |
| ③妊婦健康診査                   | 妊婦の健康状態の把握や保健指導、妊娠期間中に必要に応じた検査を行います。       |           |           |           |           |
| 量の見込み(健診票交付数/年間)          | 12,677 件                                   | 12,410 件  | 12,185 件  | 11,946 件  | 11,749 件  |
| 実施体制                      | 市が委託契約を結んだ医療機関等で実施                         |           |           |           |           |
| ④乳児家庭全戸訪問事業               | 生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や環境の把握等を行います。      |           |           |           |           |
| 量の見込み(人＝年間)               | 920 人                                      | 902 人     | 883 人     | 867 人     | 850 人     |
| 実施体制                      | 保健師、看護師、母子保健推進員による訪問                       |           |           |           |           |
| ⑤養育支援訪問事業                 | 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の養育能力向上の支援を行います。       |           |           |           |           |
| 量の見込み(人＝年間実人数)            | 45 人                                       | 44 人      | 43 人      | 42 人      | 41 人      |
| 実施体制                      | 保健師による訪問                                   |           |           |           |           |
| ⑥子育て短期支援事業                | 養育が一時的に困難となった児童に、児童養護施設などで宿泊を伴う療育・保護を行います。 |           |           |           |           |
| 量の見込み(人日＝年間延べ)            | 50 人日                                      | 49 人日     | 48 人日     | 47 人日     | 46 人日     |
| 確保の方策(人日＝年間延べ)            | 50 人日                                      | 49 人日     | 48 人日     | 47 人日     | 46 人日     |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業        | 子どもの預かりなど、会員同士が相互援助活動を行います。                |           |           |           |           |
| 量の見込み(人日＝年間延べ)            | 250 人日                                     | 243 人日    | 239 人日    | 234 人日    | 227 人日    |
| 確保の方策(人日＝年間延べ)            | 250 人日                                     | 243 人日    | 239 人日    | 234 人日    | 227 人日    |
| ⑧一時預かり事業                  | 保育が一時的に困難となった乳児又は幼児を、保育所等で一時的に預かります。       |           |           |           |           |
| 幼稚園型<br>量の見込み(人日＝年間延べ)    | 36,621 人日                                  | 35,699 人日 | 34,944 人日 | 34,200 人日 | 33,704 人日 |
| 確保の方策(人日＝年間延べ)            | 36,621 人日                                  | 35,699 人日 | 34,944 人日 | 34,200 人日 | 33,704 人日 |
| 幼稚園型を除く<br>量の見込み(人日＝年間延べ) | 4,544 人日                                   | 4,452 人日  | 4,361 人日  | 4,273 人日  | 4,202 人日  |
| 確保の方策(人日＝年間延べ)            | 4,544 人日                                   | 4,452 人日  | 4,361 人日  | 4,273 人日  | 4,202 人日  |
| ⑨延長保育事業                   | 保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた保育を行います。             |           |           |           |           |
| 量の見込み(人＝年間延べ)             | 96,876 人                                   | 94,926 人  | 92,991 人  | 91,106 人  | 89,578 人  |
| 確保の方策(人＝年間延べ)             | 96,876 人                                   | 94,926 人  | 92,991 人  | 91,106 人  | 89,578 人  |
| ⑩病児・病後児保育事業               | 病児・病後児を、保育所付設の専用スペースなどで一時的に預かります。          |           |           |           |           |
| 量の見込み(人日＝年間延べ)            | 235 人日                                     | 230 人日    | 225 人日    | 221 人日    | 217 人日    |
| 確保の方策(人日＝年間延べ)            | 235 人日                                     | 230 人日    | 225 人日    | 221 人日    | 217 人日    |
| ⑪放課後児童クラブ                 | 保護者が就労等により昼間家庭で育成できない小学生に遊びや生活の場を提供します。    |           |           |           |           |
| 量の見込み(人)                  | 2,408 人                                    | 2,475 人   | 2,647 人   | 2,824 人   | 2,987 人   |
| 確保の方策(人)                  | 2,408 人                                    | 2,475 人   | 2,647 人   | 2,824 人   | 2,987 人   |

## 次世代育成支援に関する施策（施策全体の体系）

| 基本理念          | 基本目標                       | 施策・事業   |   |
|---------------|----------------------------|---|---|
| 子どもを生き生きと育てよう | 1<br>子ども・子育て支援の量と質の充実      | <p>幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> |   |
|               | 2<br>全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現 | 地域における子育ての支援                                      | <p>(1) 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>(2) 保育サービスの充実</p> <p>(3) 子育て支援ネットワークづくり</p> <p>(4) 児童の健全育成</p> <p>(5) 子育てに伴う経済的支援の充実</p> |
|               |                            | 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進                          | <p>(1) 子どもや母親の健康の確保</p> <p>(2) 「食育」の推進</p> <p>(3) 思春期保健対策の充実</p> <p>(4) 小児医療の充実</p>                                       |
|               |                            | 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備                          | <p>(1) 次代の親の育成</p> <p>(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備</p> <p>(3) 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>              |
|               |                            | 子育てを支援する生活環境の整備                                   | <p>(1) 良質な住宅および居住環境の確保</p> <p>(2) 安全な道路交通環境の整備</p> <p>(3) 安心して外出できる環境の整備</p>  |
|               |                            | 職業生活と家庭生活との両立の推進                                  | <p>(1) 多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立の推進</p>   |
|               |                            | 子ども等の安全の確保  | <p>(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>(3) 被害に遭った子どもの保護の推進</p>                             |
|               |                            | 配慮が必要な子どもと家庭への取り組みの推進                             | <p>(1) 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(2) ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(3) 障がい児施策の充実</p>   |

家族みんなで  
子育て



からっっこアプリ

App Store  
(iPhoneの方)



Google Play  
(Androidの方)

